

平成30年6月15日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2017

課題番号：16K17017

研究課題名（和文）面会交流における「子の福祉・利益」基準 ステップ・ファミリーを中心に

研究課題名（英文）The Best Interest of the Child Standard in the Context of Contact, with a Focus on Step-families

研究代表者

ROOTS MAIA (ROOTS, Maia)

東北大学・法学研究科・准教授

研究者番号：20754550

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究においては、まず、法的概念としての「子の（最善の）利益」の性質及び個別事案において「子の（最善の）利益」の内容をいかに具体化すべきかを明らかにしようとした。次に、「子の利益」基準が実際にどのように適用されるかを明らかにすべく、具体的場面としてステップファミリーの子とその別居親との面会交流の可否をめぐる裁判例及び学説を検討した。最後に、最新の家族社会学等の研究成果にてらし、及び海外の法制度との比較を通して、ステップファミリーをめぐる法制度一般に関する考察を行った。

研究成果の概要（英文）：The standard for deciding whether contact between a child and their non-residential parent should be allowed, and to what extent it should be allowed, is decided based on the best interest of the child. As is well know, however, the best interest of the child is an extremely vague standard. This research introduces the theoretical framework proposed by Michael Coester concerning the best interest of the child as a legal concept, concentrating on how the specific contents of the best interest of the child should be determined in individual cases. The specific example of contact with a child living in a step-family will be used to illustrate how case law and scholarly literature have interpreted the best interest of the child. Lastly, the law in Japan concerning step-families in general is analyzed from a comparative perspective and through the prism of research done in fields such as family sociology, to point out the shortcoming of the current system and propose changes.

研究分野：民事法

キーワード：面会交流 ステップファミリー 子の利益・福祉

1. 研究開始当初の背景

近年、離婚の増加と少子化に伴い子とその別居親との面会交流をめぐる紛争が激化している。面会交流を認めるべきか、認めるとしたらどの頻度で認めるべきか等を判断する際に判断基準となるのが「子の(最善の)利益」である。「子の(最善の)利益」あるいは「子の福祉」は非常に抽象的な概念であるが、日本法ではとりわけ面会交流の文脈においてその具体的内容をどのように理解すべきかが不明確である。

このこともあって、日本では面会交流の場面での「子の利益」に関し活発に議論され、意見の対立が見られる。以上のような現状において、第1に、法的概念としての「子の利益」に関し、その機能及び内容の具体化をめぐる理論的枠組みが必要であり、第2に、具体的な場面において「子の利益」がどのように具体化されているかにつき丁寧に探り明確にする必要がある。本研究においては、そのような具体的な場面として、ステップファミリー(再婚家庭)の子との別居親との面会交流に着目し、研究をすることにした。

離婚の増加と同時に、日本社会において再婚も増加しており、現在は婚姻の4組に1組が再婚が再再婚である。ステップファミリーの子とその別居親が定期的に面会交流をすべきか、そのような面会交流が子の利益にかなうかに関し、これまでの公表裁判例の多くは消極的であった。その理由として、別居親との面会交流が新しい家庭の平和を乱し、継親と継子の親子関係の形成を妨げる等、面会交流が子の利益の観点から望ましくないという理由が挙げられた。

本研究で主な比較対象としているドイツでは、従来の裁判例がステップファミリー事案において日本の裁判例と同様に消極的であったが、1990年代後半以降裁判所の態度が変遷し、ステップファミリー事案において面会交流を積極的に認めるようになった。以上のようなドイツの裁判例の変遷の理由を探ることにより、面会交流の場面での「子の利益」が具体的な事案においてどのように具体化されるか、あるいはされるべきかについて、一つの手がかりになると思われるため、このことについて探ることにした。

さらには、日本において面会交流の場面以外にも、ステップファミリーをめぐる法に不備があり、法制度及び裁判実務がステップファミリーの実態を正確に意識し反映しているとは言えないということが以前から指摘されている。子ども及び子ども以外のステップファミリーの構成員の利益の保護の観点から、最新の家族社会学等の研究成果にてらし、ステップファミリーをめぐる法制度及び法実務を見直すことが欠かせない。

2. 研究の目的

本研究の目的は、大きく分けて3つであった。

第1の目的は、法的概念としての「子の(最善の)利益」の性質をより明確にし、その性質に基づき個別具体的な事案において「子の(最善の)利益」の内容をどのように具体化すべきかに関する議論を展開させることであった。

第2の目的は、面会交流の場面での「子の利益・福祉」基準が、実際のケースでどのように適用されているかを明らかにすべく、具体的な場面としてステップファミリーの子ともその別居親との面会交流の可否をめぐる裁判例及び学説上の議論の展開を明らかにし検討することであった。

第3の目的は、面会交流にとどまらず、最新の家族社会学等の研究成果にてらし、及び海外の法制度との比較を通して、ステップファミリーをめぐる法制度一般及び法実務を見直すことであった。

3. 研究の方法

本研究は主に文献研究及び比較研究であった。比較の対象はドイツ法及びイギリス法であった。ドイツ法及びイギリス法を比較の対象とした理由は次の通りである。ドイツ法については、1)長年にわたり法的概念としての「子の利益・福祉」について議論され、包括的理論的枠組みが提供され、2)ステップファミリー事案での面会交流をめぐる上記のような展開に加え、ステップファミリーをめぐる法制度の在り方一般に関し活発な議論がされ、法改正もされたためである。

また、イギリス法に関しては、2014年のChildren and Families Actにより導入されたSection 11を中心に、その立法過程や改正後の議論と裁判例の検討により、面会交流の権利性(イギリス法においては面会交流が権利として構成されていない)と、両親の離別後の共同養育の原則との関係に関し有意義な視点を得られると期待していたためである。

ステップファミリーの現状と実態及び法的ニーズ、更には面会交流の実現の状況をより正確に理解するために、関連支援団体の職員等とインタビューを行い、更には関連団体が開催したイベントなどに参加し、報告書等貴重な資料を紹介していただき、これらを通して、日本のステップファミリーの現状やニーズ、及び面会交流をめぐる現況をより正確に把握できただけでなく、本研究テーマにかかわる新たな課題や視点に気づかされ、本研究の更なる発展につながった。

4. 研究成果

(1)「子の利益」をめぐる理論的枠組みについて

面会交流の判断基準である「子の(最善の)利益」あるいは「子の福祉」をめぐる理論的枠組みについては、ドイツのMichael Coester教授が提案した理論的枠組みを中心に研究を行った。中にも特に、法以外の分野

(児童心理学や家族社会学等、近年はさらに家族法心理学(Familienrechtspsychologie)からの知見を、法的判断においてどのように反映すべきかについて探った。

Michael Coester 等によると、「子の利益」という、抽象的で法の領域を超える概念を法的判断において用いる以上、他分野からの知見を意識し、個別具体的な事例における判断の際に参照することが求められる。しかし、その際にいくつかの点に注意すべきである。それらの注意点あるいは留意点が、日本の実務においても参考になるとと思われるため、その注意点・留意点をまとめた。

なお、イギリス法については、親の離別後でも両方の親が子の養育にかかわるという原則の具体的な意義と効果、更にはこの原則と面会交流の権利性の関係につき、有意義な示唆を得ることができた。

(2)ステップファミリーの子どもとその別居親との面会交流に関して

先述したように、ドイツではステップファミリー事案での面会交流に関し、従来消極的であった裁判所の態度が大きく変わった。本研究においてその理由及び背景を次の通り明らかにした：(1)別居親との交流が子にとって有意義であるという理解の普及、(2)別居親(特に非嫡出子の父)の法的地位の強化、(3)ドイツ法における子の自身の出自を知ることの重要性をめぐる意識、(4)ステップファミリーに対する意識の変化(法律家による他分野における研究成果の認識及び社会の変化)である。中でも特に(4)が重要であったと思われる。

ドイツでは家族社会学等において、以前からステップファミリーが多くの特異な課題に直面すること、その構成員の関係が、同居親とその新しいパートナーが当初期待していた通り安定・発展しないこと等が指摘されてきた。子が同居実親の新しいパートナーを「別居親代わり」として認めず、パートナー関係にも初婚とは異なるストレスが生じること、大人の関係も、大人と子どもの関係も、初婚家族と同じように形成・発展しないことが多いこと、子どもが「二人の父親」あるいは「二人の母親」を持つことを混乱することなく受け入れられることが多いこと等から、別居実親と子どもとの関係を断絶させて「新しい家庭の平和」のみを重視することがかえって望ましくないという認識が法律家の間で広く共有されるようになり、ステップファミリー事案における「子の福祉」をめぐる判断にも反映されたことを、本研究で明らかにした。

他方で、日本では家族社会学等が実態調査等で明確にしている日本のステップファミリーにおける親子関係その他人間関係の特異性及び実態を、法律家があまり意識していないことを確認した。日本法(裁判例を含めて)において、ステップファミリーを強制的に「伝統的な」初婚家族に近似させる(同

居親が再婚したら子とその別居実親の関係を断絶させ、継親を別個実親の「代わり」とみる)傾向が強いことは以前から指摘されてきている。このことが面会交流をめぐる裁判実務から明らかであることを改めて確認し、ドイツ法における展開を手掛かりに、日本における法以外の分野の最新の研究成果を法的判断において参照することの重要性(特に子の利益の観点から)を明確にした。

(3)ステップファミリーをめぐる法一般に関して

ステップファミリーをめぐる法について以前から議論され法改正もされたドイツを手掛かりにした。ドイツ法の研究から次のことが分かった。ドイツではステップファミリーの増加及び顕在化とともに、社会学や心理学等におけるステップファミリーをめぐる研究成果が法律家によって広く認識され、ステップファミリー事案における面会交流や継子養子縁組をめぐる判決をはじめとし、ステップファミリーをめぐる法一般をめぐる議論を展開させた。

具体的には、一方では、子とその別居親との継続的接触の重要性が認識され、他方では継子と継親の関係の法的保護も必要であること及び(継親子関係の多様性を考えて)ケースごとの柔軟な対応が求められることが強調された。その結果、条文上継親のいわゆる「小さい配慮権」が認められ(ドイツ民法典 1687b 条) 継親と子の同居実親の関係が破綻した場合に継親のその継子と交流する権利が認められた(同 1685 条 2 項を参照)。

本研究で、ドイツにおいて、少なくともステップファミリーの文脈において、「典型的な」初婚家族のみを重視して保護しようとする考え方が後退したことを示した。

日本の家族社会学等者のステップファミリーをめぐる研究成果、特にステップファミリーの中の人間関係の多様性に於ていえば、日本法においても、現在の、ステップファミリーをむりやり初婚家族に近似させる法制度及び裁判実務の運用が適切でないといえる。ドイツのようなより柔軟な対応が求められる。日本の現行法の all-or-nothing アプローチ(事実上別居実親を排除させる継子養子縁組により継親に法律上の親子関係の効果を含括的に付与させるか、継子と養子縁組をしない継親にその継子に対し何の権利義務も認めない)を見直す時期になってきており、今後の制度を考える際にドイツの継親の「小さな配慮権」などが参考になると思われる。

以上の研究が、日本における面会交流をめぐる議論(面会交流の場面での「子の(最善の)利益」の内容をめぐる議論や面会交流の権利性をめぐる議論)の展開に貢献すると期待している。また、現在の多様化した家族形態の一つであるステップファミリーをめぐる法制度及び裁判実務の見直しにつながる

と期待したい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

1. マイア・ローツ「父母の別居・離別後の親子関係—面会交流における『子の利益』を中心に(1)」法学第80巻第5号45-69頁(2016年)査読無し

2. マイア・ローツ「父母の別居・離別後の親子関係—面会交流における『子の利益』を中心に(2)」法学第81巻第3号26-75頁(2017年)査読無し

3. マイア・ローツ「父母の別居・離別後の親子関係—面会交流における『子の利益』を中心に(3)」法学第82巻第4号掲載予定(2018年)査読無し

〔学会発表〕(計1件)

Maia Roots, “Stepfamilies and the Law in Japan”, International Society of Family Law の第16回ワールド・カンファレンス(アムステルダム)、International Society of Family Law (2017年)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

ローツ マイア (ROOTS, Maia)

東北大学大学院法学研究科・准教授

研究者番号：20754550

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

()